



今月の視点

役員退職金の勘どころ

～ 会社経営で一番大きなポイントです!! 【パート 1】～

社長など取締役・監査役が退職する時には「役員退職金」を支給するのが世情、一般的です。長期にわたる会社経営の集大成であり、事業承継として次世代へのバトンタッチのキッカケであり、経営上の資産の積立ての結果であり、一番大きな節税の一つと思われます。

特に、公私共に責任の重さ、個人保証など合わせて考えれば、より大きな金額となっても当然、という意見もあります。

でも、税務面から考えると役員退職金は自由に決めてよいという額ではありませんし、会社によって支給したくても原資がないという場合もあるでしょう。

会社法では、役員が報酬を受ける場合（職務執行の対価）、定款に額や算定方法を記載、または株主総会で決議することを求めています。

役員が会社の利益を犠牲にして自分の利益を第一義的に優先する可能性があるからです。役員は会社のために職務を執行しなければなりません。

会社法によって役員退職金の支払いは規制を受けますが、税法においても規制を受けます。

なぜなら世情、株式と役員が同一人物の会社は多くあります。株式と役員の利益は一致しています。それゆえ会社法に準拠していても、税務上の取扱いも定められています。

I 3要素が税務上の判断ポイントです

税務では不相当に高額かどうかを以下の3点で判定します。税務調査で否認されると、法人税等、加算税、延滞税、そして役員への源泉など莫大な出資となります。もちろん、税務上でも各種の状況等を勘案して合理的と考えられるような支払いまで否定はしません。

- ① 役員が会社の業務に従事した期間
- ② 役員の退職の事情
- ③ 会社と同種の事業を営む事業規模が類似する会社の役員に対する退職給与の支給状況。

税務では「みなし役員」規定があります。経営判断する立場にあり、明らかであれば退職金の期間計算も通算されても可でしょう。

役員の退職事情においても役員退職金の額に影響を与えます。例えば、死亡退職などは通常の退職金よりも一般的に多額になると思われます。

逆に、不祥事などを起こした会社の役員が引責辞任する場合、減額や無支給などもあり得ます。これらも算定上大切です。

類似業種・企業も役員給与と同じく退職金でも大切なポイントです。でも、他の会社の情報入手は容易ではなく、同種同規模だから同額にしろ、という考えが適切か、課題が多いのが現状です。とはいえ、税務上の判定要素となっており、損金算入が不可となりますから注意が必要であり、情報収集は欠かすことができません。

II 役員退職金の支給金額はこうして決めます

会社法では定款や株主総会により決定、が一般的です。いわゆる、「お手盛り」・利益調整・租税回避などの理由での支給を防止するために設けられています。そのため、実務上絶対条件は支給に関する基準（役員退職金規定など）を明確に事前に明文化することが大切です。

税務上、「不相当」に高額な役員退職金の損金算入は認められません。そのため、支給される役員退職金が適切・適正に算出され、その金額が損金算入されるための適正な基準が必要となります。

是非、事前に当税理士法人に退職金規定の策定についてお申し出願えたら幸いです。

III 功績倍率法とはこんな算出方法です

その一つとして目安となるのが「功績倍率法」です。これは現状、中小企業における役員退職金の主な算出方法といわれています。

「退職時の報酬月額×勤続年数×功績倍率」＝役員退職金

功績倍率とは、その役員の功績を称える係数であり、社長や専務など役職の地位に応じて係数が変わるのが通例です。特に、創業者となると3～4などの高い数値になるでしょう。あらかじめ、規程として明文化しておくのと税務調査の際の判断根拠として有益になるでしょう。但し、退職時の報酬月額が会社に対する貢献が適正に反映された金額であるし、功績倍率と同業他社や他の役員との関連など各要素の設定には慎重さが求められます。

IV 1年あたり平均額法とはこんな算出方法です

例えば、退職時の報酬が著しく低く、その役員の貢献が適正に反映されていないと考えられる場合です。

類似法人役員退職金÷左記類似法人役員の勤続年数＝推定年収

推定年収×退職役員の勤続年数＝役員退職金

この1年あたり平均額法においても、同業他社の情報を収集しなければならないという煩雑さは存在します。さらに、レアケースとして退任役員が無報酬の場合です。退任役員の在任期間にする対する貢献が多岐でも、たまたま無報酬のことはあり得ます。

このようなケースでは、1年あたり平均額法は意義ある方法だと思います。但し、日常業務に一切関与していない名前だけの役員に過ぎないような取締役等の退任にあたっては、そもそも支給自体が不自然だと思われる可能性が高いようです。

そして、付記すれば役員退職金は必ずしも金銭に限りません。会社保有資産を役員退職金として支給することもあり得ます。このような場合の支給は現物支給と呼ばれ、現物支給の対象資産は、土地等の不動産や株や国債などの有価証券など、生命保険証券などが考えられます。その資産の適切な時価が役員退職金の支給金額となります。いずれも客観的な資料に基づく十分な説明ができるような準備が必要です。

早めの対策がポイントです。お申し出をお願いいたします。

石川 光男

今後のセミナー FAXにてお申込みをお願いします。

1. 10月28日(月) 一般社団法人 全国相続協会
テーマ 「行政書士にとっての遺言、後見、家族信託など」
～ 比較すると違いが分かります～
講師 福田 隆彦 氏
時間 17:30～19:00 会費 1,000円
場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

熱田・港倫理法人会のセミナー お問い合わせはみらい経営まで TEL 651-6000

1. 10月17日(木) 経営者モーニングセミナー
テーマ 「倫理経営で絶好調！」
講師 小林 憲司 氏
時間 6:30～AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ
2. 10月24日(木) 経営者モーニングセミナー
テーマ 「ピンチこそチャンス！」
講師 日比野 良太郎 氏
時間 6:30～AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ
3. 10月31日(木) 経営者モーニングセミナー
テーマ 「苦難福門と運命自招」～ 倫理の実験から実践へ～
講師 葛島 茂 氏
時間 6:30～AM 7:30 会費 無料
場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナーは事前申込みは必要ありません。

受付で『石川光男の紹介です』とお伝えください。

※会場…金山ゼミナールプラザ

〒460-0024 名古屋市中区正木3-7-15 TEL 052-331-6411

10月の税務と労務

- ・ 8月の決算法人の確定申告、消費税など納税 期限(10月31日)
- ・ 2月の決算法人の中間申告、納税 期限(10月31日)
- ・ 2月の決算法人の消費税の中間申告 期限(10月31日)
- ・ 9月分源泉所得税納付 期限(10月10日)

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男
〒456-0051 名古屋市中区熱田区四番二丁目14番34号
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

<http://www.mirai-kg.com/>

半田オフィス

税理士 榊原 睦

〒475-0928 半田市桐ヶ丘一丁目89番
TEL 0569 (26) 1566 FAX 0569 (26) 1569

mbara623@k6.dion.ne.jp